

東日本大震災の復興施策に関する
当面の事業計画及び工程表について

平成 23 年 11 月
内 閣 府

7月29日に東日本大震災復興対策本部において決定された「東日本大震災からの復興の基本方針」の中で、各府省は、所管する復興施策について当面の事業計画や業務の工程表を策定し公表することとされております。これを受け、今般、内閣府の復興施策に関する現時点での事業計画及び工程表を取りまとめ、公表するものです。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣官房・内閣府
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	①高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり	作成年月
目	(ii)	平成 23 年 10 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域再生制度の見直しに関して、全自治体向けに(アンケート)調査を実施。 ・参考となる取組について、個別の調査を実施。 <p>※ 「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定)に加えて、「日本再生のための戦略に向けて」(平成 23 年 8 月 5 日閣議決定)においても課題とされた人口減少・高齢化時代にふさわしい地域づくり・まちづくりを推進するため、地域再生制度の見直し等を位置付けられた。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>平成 23 年度に地域再生制度等の見直しを実施。</p> <p>※ 地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)の附則では、「政府は、この法律の施行後七年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされている。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>平成 24 年度以降、見直し後の制度に基づき地方公共団体において計画を策定。認定後、事業を実施。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>見直し後、新たな制度に基づくものとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域再生計画の認定件数:50件 <p>を目標としている。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(1)災害に強い地域づくり 及び (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員 及び ⑤今後の災害への備え	作成年月
目	②(ii)ハ 及び⑤(ii)、(iii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
津波避難困難地域における津波からの避難対策の推進に資するため、平成 17 年に津波避難ビル等に係るガイドラインをまとめ、津波避難ビル等の普及を進めてきた。		
当面(今年度中)の取組み		
<p>今般の震災を踏まえ、「津波避難ビル等に係るガイドライン」の改訂を予定している。また、津波防災地域づくりに関する法律案の管理協定が締結された津波避難施設に係る税制特例措置を国土交通省と共同で検討している。これらをもって、住民の緊急的な避難場所となる津波避難ビル等の整備の促進を図る。</p> <p>また、災害時の津波警報、避難勧告等の災害に関する情報を個人レベルまで迅速・的確に伝達するシステムのあり方について、検討を行う。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
津波対策の推進に関する法律を踏まえ、津波浸水予測の実施やハザードマップの作成等、避難を軸とした津波対策を総合的かつ効果的に推進していく。		
期待される効果・達成すべき目標		
津波に強い国づくりを進め、津波被害の軽減を図る。		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	(iii)	平成 23 年 10 月
これまでの取組み		
<p>被災地における地方公共団体では、PFI の実務経験がなく、多様な震災対応のため人材が不足していることから、被災地方公共団体への技術的支援が必要である。そのため、これまで以下の取組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○PFI法改正法に関する説明会を、仙台市を含む全国9箇所で開催 ○専門家派遣による地方公共団体のPFI発注業務に対する支援に向けた検討 ○改正法の一部施行に向けた政令の制定、及び全面施行に向けた政令・府令の制定作業 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○被災地の要望に応じ、被災3県でのPFI法改正法説明会の実施 ○被災地における PFI 事業の活用推進のため、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地の状況に応じたPFI専門家派遣 ・ 民間側の参画意向等の整理 等の実施 ○PFI導入決定までの手続や事業者選定手続につき事務の簡素化(運用改善)の検討に着手 ○改正法全面施行に向けた政令・府令の制定、及び基本方針の策定 		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>PFI事業による震災復興の促進</p> <p>→被災地におけるPFIの活用促進を図るため、被災地方公共団体におけるPFI事業の立ち上げ支援を検討する。また、公共施設等運営権、民間事業者からの提案等、PFI法の改正により創設された新制度の利用促進等を検討する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>被災地への支援等を通じて、PFI 事業規模については、2020 年までに少なくとも約 10 兆円以上に拡大することを目指す(「新成長戦略」(平成 22 年6月 18 日閣議決定))。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	(iv)	平成 23 年 10 月
これまでの取組み		
<p>(各分野共通)</p> <p>○ 東日本大震災に対応して、政府の行っている被災者に対する様々な支援について、子ども、女性、高齢者、障害者、心のケアのそれぞれの分野ごとに取りまとめ（「被災者の多様なニーズに対応した支援について」、ホームページでの公表や被災自治体への送付等により情報提供を行い、復旧・復興過程における災害弱者の支援や意見の反映に寄与するよう努めた。</p> <p>(男女共同参画)</p> <p>○ 8月1日に、男女共同参画局ホームページ、5日に男女共同参画局メールマガジンで基本方針を掲載し、「まちづくりへの女性等が意見を反映しやすい環境整備に努めること」などについて、周知を図った。</p> <p>○ 8月2日に、都道府県及び政令指定都市に対し、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会で出された「男女共同参画の視点からの東日本大震災への対応について(提言)」を送付し、「まちづくりのプロセスにおいて女性の参画を進め、女性等を含めた多様な国民の意見、地域での生活者の声を反映していくこと」などについて、周知を図った。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>(各分野共通)</p> <p>○ まちづくりは地方公共団体が行うものであることから、基本方針の当該趣旨に配慮して取り組んでいただくよう、被災3県等に対し文書を発出する予定。</p> <p>(男女共同参画)</p> <p>○ まちづくりに繋がるコミュニティビジネスを推進すべく、事例の周知を行う予定。</p> <p>○ 「地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業」に震災枠を設け、要望に応じて、被災地の地方自治体、男女共同参画センター等が実施する、まちづくりにおける女性の参画を進めるためのセミナーに専門家アドバイザーを派遣する。</p> <p>○ 「地域における男女共同参画連携支援事業」に震災枠を設け、被災地の地方自治体、NPO、企業、大学等が、ネットワークを構築し、男女共同参画の視点を取り入れ、まちづくりやコミュニティの再構築等の課題の解決のために、検討会</p>		

を開催し、成果の周知を図る。

中・長期的(3年程度)取組み

(各分野共通)

○ 地方公共団体により適切に取組がなされているか必要に応じて状況を見ていく。

(男女共同参画)

○ まちづくりにおける女性の意見反映がされているかについて、実態把握を行い、良い事例があれば、周知するなどにより、さらなる推進を図る。

○ 震災が起きた際の男女共同参画の視点を入れた被災者支援から復興に関する必要な対応をまとめたマニュアルを作成し、被災地の地方公共団体等に周知する。

期待される効果・達成すべき目標

まちづくりに女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の意見を反映させることで、誰もが安心して豊かに暮らせる社会となる。なお、政府の取組はこのための環境整備であり、効果や目標を定量的に図ったり、時期を設定したりするようなものではない。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所			府省名
章	5 復興施策		内閣府
節	(2) 地域における暮らしの再生	(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	① 地域の支え合い	⑤ 今後の災害への備え	作成年月
目	(iii)	(x viii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み			
<p>被災者・支援者一般向けの心のケアについてのリーフレット「ほっと安心手帳」について、心理的状況の変化に応じて災害発生直後から半年と災害発生半年後からの2種類を作成し、希望に応じて被災地を始めとする都道府県・政令指定都市等に送付するとともに、ホームページで公表した。</p> <p>平成21年度補正予算により都道府県に造成した地域自殺対策緊急強化基金について、被災者・支援者の心のケア等に積極的に活用されたい旨都道府県に周知した。</p>			
当面(今年度中)の取組み			
<p>第3次補正予算により、平成24年度分までとして地域自殺対策緊急強化基金に37億円を積み増し、被災3県及び全国において、被災者の孤立化防止のサロン活動、相談窓口、訪問支援等の整備、復旧、震災関連自殺の予防対策等を早急を実施する予定。</p>			
中・長期的(3年程度)取組み			
<p>東日本大震災の影響は被災地域や被災者の避難先地域を始め、経済情勢の激変や社会不安の増大を通じて全国に広がっており、自殺対策を取り巻く状況が一段と厳しさを増していることから、26年度までの出口戦略を策定し、毎年度の予算編成過程で必要額を判断し措置して、万全の対策が講じられるようにする。</p>			
期待される効果・達成すべき目標			
<p>東日本大震災の影響も含めた経済情勢の激変や社会不安の増大による自殺の増加という深刻な事態の招来を予防する。</p>			

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月
目	(iv)	平成 23 年 10 月
これまでの取組み		
<p>○ 東日本大震災に対応して、政府の行っている被災者に対する様々な支援について、子ども、女性、高齢者、障害者、心のケアのそれぞれの分野ごとに取りまとめ（「被災者の多様なニーズに対応した支援について」）、ホームページでの公表や被災自治体への送付等により情報提供を行い、女性等の悩みや暴力に関する相談窓口等の周知を行った。</p> <p>○ 東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業の実施</p> <p>(1) 東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業(岩手) 民間団体に委託して、女性等の悩み・暴力相談窓口を設置し、被災地において女性等が安心して利用できるサービスを提供している。</p> <p>(2) 東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業(宮城) 民間団体に委託して、女性等の悩み・暴力相談窓口を設置し、被災地において女性等が安心して利用できるサービスを提供している。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○ 上記事業の継続実施。</p> <p>○ 「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業」を拡大して実施。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
引き続き「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業」を実施すべく、予算要求を行っている。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 被災地において女性等が様々な不安、悩み、ストレス、暴力被害などを安心して		

相談できるサービスを提供することにより、被災女性等が抱える悩み等の解消を図り、その後の生活再建に向けた取組を促すことが期待できる。

○相談事業のため、定量的な成果目標を定めることが困難である。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	② 雇用対策	作成年月
目	(iii)	平成 23 年 10 月
これまでの取組み		
<p>1. 5月11日に、「女性の就労等のための支援情報」をとりまとめ、被災3県及び仙台市に文書を発出するとともに、男女共同参画局ホームページや男女共同参画局メールマガジンで周知を図った。</p> <p>さらに、東日本大震災に対応して、政府の行っている被災者に対する様々な支援について、子ども、女性、高齢者、障害者、心のケアのそれぞれの分野ごとに取りまとめた「被災者の多様なニーズに対応した支援について」においても、「女性の就労等のための支援情報」を掲載し、ホームページでの公表や被災自治体への送付等により情報提供を行った。</p> <p>2. 8月1日に、男女共同参画局ホームページ、5日に男女共同参画局メールマガジンで基本方針を掲載し、「女性の起業活動等、コミュニティビジネスの支援」などについて、周知を図った。</p> <p>3. 8月2日に、都道府県及び政令指定都市に対し、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会で出された「男女共同参画の視点からの東日本大震災への対応について(提言)」を送付し、「雇用、起業、コミュニティビジネスなど、女性の経済的自立を支援していくこと」などについて、周知を図った。</p> <p>4. 8月24日に、仙台市において、女性の視点を反映した復興策や女性の就業や起業支援を進めるための意見交換を行う、「宮城復興・女性シンポジウム」を開催した。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>1. 5月に発出した「女性の就労等のための支援情報」に事業内容を追加して、再度周知を図る予定。</p> <p>2. 起業やコミュニティビジネスを推進すべく、事例の周知を行う予定。</p> <p>3. 「地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業」に震災枠を設け、要望に応じて、被災地の地方自治体、男女共同参画センター等が実施する、女性の起業・就業、コミュニティビジネスに関するセミナーに専門家アドバイザーを派遣する。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		

1. 女性による起業やコミュニティビジネスについて推進が図れているかについて実態把握を行い、良い事例があれば周知するなどにより、さらなる推進を図る。
2. 震災が起きた際の男女共同参画の視点を入れた被災者支援から復興に関する必要な対応をまとめたマニュアルを作成し、被災地の地方公共団体等に周知する。

期待される効果・達成すべき目標

女性による起業や、コミュニティビジネスが広がることで、女性の経済的自立と雇用の拡大を促すことにより、地域の活性化につながる。

女性による起業活動等の取組は、定量的な目標を設定することは困難である。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	④ 復興を支える人材の育成	作成年月
目	(i)	平成 23 年 10 月
これまでの取組み		
<p>地域社会雇用創造事業は、地域社会の課題を事業性を持って解決する社会的企業の起業及び社会的企業を担う人材の創出を支援し、地域社会における雇用を加速的に創造することを目的とし、平成 21 年度より 3 か年度の事業として実施しているところ(平成 21 年度補正予算 70 億円)。</p> <p>これまで、地域社会雇用創造事業を行う団体の多くが被災地での事業も実施しており、被災地の地域社会の課題の解決に貢献しているところ。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>これまでの地域社会雇用創造事業の取組を踏まえ、被災地において山積している地域社会の課題を解決する社会的企業の起業及び社会的企業を担う人材の創出を支援し、復興に資する雇用創造のため、社会起業インキュベーション事業及び社会的企業人材創出インターンシップ事業を実施する(平成 23 年度 3 次補正予算案で復興支援型社会的企業支援基金を造成(平成 24 年度末まで))。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>平成 24 年度末までの間、集中的に社会起業インキュベーション事業、社会的企業人材創出インターンシップ事業を展開する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>① 社会起業インキュベーション事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興に資する被災地での社会的企業の起業を支援(600 人程度を目標) <p>② 社会的企業人材創出インターンシップ事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修とインターンシップによって、被災地の復興に役立つ社会的企業を担う人材の育成を支援(2000 人程度を目標) 		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	④ 復興を支える人材の育成	作成年月
目	(iii)	平成 23 年 10 月
これまでの取組み		
<p>実践キャリア・アップ戦略は、平成22年6月18日に決定された「新成長戦略」において、21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクトの一つとして位置付けられ、実践的な職業能力の評価・認定制度(キャリア段位制度)を構築するとともに、それに基づく育成プログラムの整備や労働移動の円滑な仕組みづくりを含めた全体を一体的・総合的に整備・推進していくもの。</p> <p>現在、介護、省エネ・温室効果ガス削減等、6次産業化に関する3分野について、WGを設置し、実践的な職業能力評価基準等の策定のための具体的な検討を行っているところ。</p> <p>東日本大震災後の被災地においては、新たな時代をリードする産業として、介護、省エネ等、6次産業化に関する分野の振興が求められており、これらの分野を担う人材の育成が急務である。こうしたことから、実践キャリア・アップ戦略の推進が復興に役立つ人材の育成に資するものとして、「東日本大震災からの復興の基本方針」に位置づけ、被災地における先行的、重点的なキャリア段位(レベル)の認定につながるよう、検討を進めているところ。(第3次補正予算において、所要の予算を措置したところ。)</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>平成24年度から被災地において育成プログラムの実施とキャリア段位(レベル)の認定を先行的、重点的に実施するため、今年度中に、レベル認定を受ける者や評価を行う者(アセッサー)、育成プログラムの認証等に係る情報等を登録するデータベースのシステム構築のための基本設計を行うとともに、パンフレットの作成、説明会の実施等の普及啓発活動を行う。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>平成24年度から、被災地において育成プログラムの実施とキャリア段位(レベル)の認定を先行的、重点的に実施し、制度の立ち上げを図る。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>実践的な職業能力評価を行い、キャリア段位(レベル)を認定することにより、被災地における介護、省エネ等、6次産業化に関する分野の人材を育成し、円滑な労働移動を図ることにより、復興に必要な産業の振興に資する。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(3)地域経済活動の再生	
項	⑨交通・物流、情報通信	作成年月
目	(ii)(へ)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>政府の現地対策本部と官邸や、実際の物資調達等を実施する関係省庁の間における物資調達関係（物資の要請、要請受理、物資調達、物資輸送、物資受理）の効率化、情報共有化に取り組んでいる。</p> <p>平成 22 年度には、エクセルを利用して、物資要請や物資調達状況を記録し、集計や情報共有を行なう為の様式・簡易アプリケーションを作成している。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>平成 23 年度には、東日本大震災において政府が取り組んだ支援物資の取組実績を検証するとともに、協力いただいている民間事業者等とより効率的かつ効果的な連携が可能となるよう仕組みについての検討に取り組む。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>平成 23 年度の検討結果を踏まえつつ、物資管理システムの仕組みのあり方を検証・構築し、更なる物資調達の効率化を図ることを目指す。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>データ管理の効率化・省力化を図るとともに、関係機関内での情報共有の徹底により、被災自治体及び被災者へより迅速かつ的確な支援物資の供給が可能となる。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	③世界に開かれた復興	作成年月
目	(iii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>○日中韓防災担当閣僚級会合に出席し、日中韓三か国の防災協力について確認。具体的には、実務者レベルの専門家会合の開催、大規模災害の研究成果の共有等。</p> <p>○アジア防災センターを通じ、アジア各国の防災担当の行政官を客員研究員として受け入れる等、人材育成を実施。</p> <p>○国連、APEC、ESCAP 等が主催する防災会合に出席し、我が国が得た知見・教訓の情報発信を実施。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○今年度中に、アジア・太平洋各国の実務者レベルの専門家会合を開催し、我が国が得た知見・教訓の共有を図る。あわせて、被災地(岩手県沿岸部)への訪問を実施。</p> <p>○上記専門家会合とあわせて、日中韓の実務者レベルの人材育成セミナーを開催し、日中韓の防災協力を推進し、知見・教訓を共有。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>○専門家会合を引き続き開催し、各国行政官の理解・専門性を深める。2012年ハイレベル国際会議との共同開催も検討。</p> <p>○第3回日中韓防災担当閣僚級会合(2013年)の開催及び専門家会合の開催。</p> <p>○東日本大震災における優良事例を題材とした防災教材の作成・普及啓発。</p> <p>○アジア防災センターを通じた情報共有、人材育成等を引き続き実施。</p> <p>○第5回アジア防災閣僚級会議(2012年10月)に出席し、アジア各国に対し、情報発信を行う。</p> <p>○「兵庫行動枠組」の後継枠組の策定及び第3回国連防災世界会議(2015年予定)に向けた国連国際防災戦略事務局(UN/ISDR)への支援の強化。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○我が国が東日本大震災から得た知見や教訓の国際社会との共有。</p> <p>○我が国の情報発信力及び国際社会でのプレゼンス確保及び第3回国連防災世界会議の日本招致の成功。</p> <p>○被災地での国際会議開催等を通じた復興支援。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月
目	(i)	平成 23 年 10 月
これまでの取組み		
<p>複合的な社会的リスクによる生活困難に直面し、自分の力だけでは必要な支援策にたどり着くことが困難な方を対象とした個別的、継続的、包括的支援を行うパーソナル・サポート・サービスの制度化に向けて、検討委員会を開催するとともに、全国 19 地域でパーソナル・サポート・サービス モデル・プロジェクトを実施している。</p> <p>今年5月には、モデル・プロジェクトの実施を踏まえて、パーソナル・サポート・サービスの理念・機能や、その実践に当たっての今後の検討課題等を「中間報告」として取りまとめたところ。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>「東日本大震災からの復興の基本方針」及び「社会的包摂政策に関する緊急政策提言」(8月10日「一人ひとりを包摂する社会」特命チーム)に基づき、社会的排除リスクの高い方を幅広く対象とした先導的なプロジェクトとしてモデル・プロジェクトを継続発展させる(新たな地域での事業開始を含む)。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>モデル・プロジェクトを実施する中で、各地域から提出された支援記録を集約、分析することにより、事業において得られる効果を検証し、パーソナル・サポート・サービスの制度化に向けた論点整理を行う。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>パーソナル・サポート・サービスの制度化に向けた取組を行う中で、誰をも排除しない包摂型の社会づくりに取り組む。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月
目	(i)	平成 23 年 10 月
これまでの取組み		
<p>平成23年1月18日に「一人ひとりを包摂する社会」特命チームが設置され、本年8月にとりまとめられた「社会的包摂政策に関する緊急政策提言」において、緊急に実施すべき施策として「社会的排除のリスクの広がりやその連鎖していく経路、対応状況についての調査・分析を行う(大震災の影響による社会的排除リスクの高まり等を含む)」こととされており、効果的に実態把握を行うため、先行して既存調査・研究のレビューを実施。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>「社会的包摂政策に関する緊急政策提言」に基づき、社会的排除につながる諸リスクとその重なりを、個人のライフコースを丁寧に追うことにより把握するための調査を実施する。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>平成 24 年度中の「社会的包摂戦略」(仮称)の策定に向けて、平成 23 年度調査を踏まえ、生活困難という形で顕在化していない段階のものを含め、社会全体に社会的排除のリスクがどの程度広がっているか、直接的・間接的な震災の影響により社会的排除のリスクがどのように高まっているかを把握するための調査を実施する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>「社会的包摂戦略」(仮称)の策定に当たり、上記の調査報告を政策提言に必要な資料として有効に活用する。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	④ 社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月
目	(ii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>・「新しい公共支援事業」の新しい公共の場づくりモデル事業において震災対応の案件の採択を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3/18 都道府県に対し震災対応案件について十分配慮するように要請(参事官通知) ・4/12 支援事業ガイドラインの改定(震災対応案件の採択については要件を緩和) ・上記によりこれまで 19 件(約 1.1 億円)の震災対応案件が被災 3 県(岩手、宮城、福島)で採択されている。(平成 23 年 10 月末現在) 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度 3 次補正予算(8.8 億円)により、被災 3 県に対して基金の積み増しを行う。 ・事業の確実な実施のため、進捗管理を継続。 		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度末までモデル事業等による復興支援を継続。 ・被災地における復興支援の取組の実施状況を詳細に把握し、被災地における協働や、広域的な連携のあり方を検討し、新たな災害発生時に活かすため成果を普及。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・新しい公共による被災地域の復興の促進 		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月
目	(ii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>「新しい公共」推進会議において平成 23 年4月に震災支援制度等ワーキンググループを設置し、「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等のあり方について提言をとりまとめ。またこの提言を受け、復旧・復興活動に向けて「新しい公共」の力が最大限に発揮されるための取組等を取りまとめた「政府の対応」を決定した。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>寄附税制や改正 NPO 法の円滑な施行・周知、それによる実際の活動への効果の検証等を進めるとともに、「政府の対応」について取組状況のフォローアップを行い、着実に実施する。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>「政府の対応」のさらなる推進を通じて「新しい公共」の力が最大限に発揮される活動環境の整備に努める。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>「政府の対応」の着実な実施により、「新しい公共」の担い手による被災者・避難者に対する支援活動等が円滑かつ効果的に行われることとなる。なお、「政府の対応」に係る取組は多岐にわたり、統一的な数値目標を設定することは困難である。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月
目	(iii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>先の通常国会において、認定NPO法人等に対する寄附金を税額控除の対象とすること等の制度改正を内容とする平成23年度分離改正税制改正法及び改正特定非営利活動促進法が成立した。この改正を受け、政府広報等の各種媒体を用いた制度の概要やNPO法人等に関する基礎的な情報提供や新たに所轄庁になる地方自治体への周知等を実施している。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>関係省庁と連携しつつ、今般の寄附税制の拡充に関する広報・周知等に取り組む。また、新たな寄附税制の活用状況の把握や実際の活動への効果の検証等を進める。このほか、NPO法人の新認定制度の円滑な施行のための取組を、新しい公共支事業により実施。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>広報・周知の取組や活用状況の確認等を経て、更なる寄附文化の醸成を図っていく。また、新認定制度の円滑な施行を支援する為、NPO法人ポータルサイトの拡充や所轄庁間の情報共有ネットワークの構築を図る予定。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>2020年までに、国民の自発的な寄附の流れをGDP比5～10倍増(2010年度比)(平成22年6月18日閣議決定)</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(i)及び(iii)	平成23年11月
これまでの取組み		
<p>平成23年8月に「南海トラフの巨大地震モデル検討会」を設置し、南海トラフの巨大地震である東海・東南海・南海地震の地震モデルについて、検討を進めている。また、平成23年9月に「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」を設置し、首都直下地震発災時に650万人とも想定される膨大な数の帰宅困難者の発生に備えた官民連携による対策について検討を進めている。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>「南海トラフの巨大地震モデル検討会」については、平成23年12月を目途に想定震源域等の設定の考え方について中間とりまとめを行い、「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」については、平成24年春に中間報告を行う。</p> <p>さらに、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」報告を踏まえ、ライフライン・交通施設等のインフラの被害推計と復旧の在り方について、東日本大震災を踏まえ、検証を行う。また、東日本大震災における公的機関の庁舎等の被災状況を踏まえ、震災時における公的機関の業務継続体制の強化について検討を行う。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>東海・東南海・南海地震対策については、文部科学省による南海トラフの長期評価の結果も踏まえ、地震動及び津波高さ等の推計結果をとりまとめた上で、被害像の明確化を行い、これに基づいて具体的な対策の取りまとめを行う。</p> <p>首都直下地震対策については、関東大震災を引き起こした相模トラフ沿いで想定される巨大地震について、その地震像の検討を行うとともに、東日本大震災の被害状況及び最新の知見を踏まえ、これまでの首都直下地震の地震像及び被害想定を検証を行い、防災対策の見直しを進める。また、帰宅困難者に係る官民連携の対策についても、引き続き検討を行い、その対策の取りまとめを行う。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>東海・東南海・南海地震及び首都直下地震発災時における被害の軽減に資する。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(V)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>災害時に孤立可能性のある集落に対して、災害時の救急、救助、情報収集などを行うために必要な通信手段である衛星携帯電話を配備する地方公共団体への支援として、平成23年度に地域防災力向上支援事業を創設。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>平成23年度第3次補正予算において、災害時に孤立可能性のある集落に対する衛星携帯電話の配備をさらに進めていく。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>引き続き、地域防災力向上支援事業により、災害時に孤立可能性のある集落への衛星携帯電話の配備を進める方向で検討。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>災害時に孤立可能性のある集落約1万9千箇所のうち、孤立可能性が高く、通信手段が途絶する可能性が高い集落を中心に、あと4年程度で約半数の集落への衛星携帯電話の配備を進めることを目標とする。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(vi)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>東日本大震災において医療施設や行政機能も津波によって被害を受けたこと等を踏まえ、広域的被害をもたらす大規模な自然災害への対応を想定し、災害応急対策を実施する際に必要となる様々な機能を有した船舶のあり方や導入の可能性について、関係機関の参加のもと、国内外の事例も含め、調査・検討を行うこととした。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>民間企業(海運・客船関連企業等)、研究機関(海洋・船舶、医療、危機管理等)、医療機関(災害時医療関係)、地方公共団体、関連府省(内閣官房、内閣府、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁、防衛省等)等の関係者10名程度からなる検討会を設置、災害時多目的船についての国内外の事例調査、①用途、②必要となる機能、③調達の方法・既存船の活用、④維持・管理の方法及び費用、⑤運用に当たっての課題、⑥その他、平時における運用方策・費用対効果などを検討し、報告書を作成する。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
平成23年度末までに完了予定。		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>災害時多目的船(病院機能も有する)の必要性、調達の方法、維持管理の方法、運用上の課題などを調査・検討することによって、新たに取得するのか、現有の船舶が活用できるのかなど、費用対効果等の方向性を示すことによって、今後の大規模災害時の災害応急対策の可能性を検討する。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項目	⑤今後の災害への備え及び⑥震災に関する学術調査、災害の記録と伝承	作成年月
目	⑤(ix)及び⑥(ii)	平成23年11月
これまでの取組み		
<p>東日本大震災について、各種機関が持つ映像等を活用し、津波に関する啓発用教材を作成・配布するための作業計画を検討しているところ。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>東日本大震災について、各種機関が持つ映像等を活用し、津波に関する啓発用教材を作成・配布するとともに、内閣府のホームページを整備する。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>東日本大震災で行政担当者や、地域住民から得られた証言集、災害映像や写真から、災害の教訓を導き出し、それを継承するためのコンテンツを制作し、ホームページ等で提供する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>東日本大震災から得られた教訓から学び、これを継承することにより、国民の防災意識がより一層向上し、災害被害を減らすための取組が自発的に行われることが期待される。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(x iv)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>発災時における適切な応急対策活動には、被災状況の迅速かつ統合的な把握が重要であるため、内閣府では災害発生後の迅速な被害把握や防災関係機関の情報を一元的に集約し横断的な情報共有を図ることを目的に、地震被害早期把握機能（DIS）、人工衛星等を活用した被害早期把握機能（RAS）、情報共有機能（PF）を有した「総合防災情報システム」を構築して運用を行っている。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>総合防災情報システムの安定的な運用に努めるとともに、各省庁の防災担当者に対するシステム操作訓練の実施、より操作性を向上させるため道路規制情報の入力時間短縮、ヘリ位置情報システムで撮像された画像の閲覧、被害情報入力フォーマットの見直し等の機能拡張・機能改善、基盤地図データの最新化に取り組む。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>総合防災情報システムの継続的かつ安定的な運用に努めるとともに、各省庁の防災担当者に対する定期的な操作訓練の実施等に取り組む。</p> <p>また、地方公共団体、国民等への情報配信についての検討をすすめ、システムの利用拡大を図る。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>被災情報の精度の向上と入手時間の短縮化・効率化により、迅速な意思決定及び情報の共有・提供が可能となる。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(x iv)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>災害発生後の迅速な被害把握や防災関係機関の情報を一元的に集約し横断的な情報共有を図るため、平成 22 年度から総合防災情報システムを整備してきたところ。当該システムの情報は、地上系の中央防災無線網を介して防災関係機関が共有できる場所であるが、この度の東日本大震災の教訓から、衛星系の中央防災無線網でも当該システムの情報を共有できるよう、既存の衛星通信ネットワークの機能拡充を図ることとしたもの。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>防災関係機関に設置している衛星通信設備を、インターネットで利用されている通信方式（IP化）を採用し大容量化した設備とすることにより、機能拡充を図るもの。具体的には、指定行政機関等の 20 設備、指定公共機関の 18 設備を更新するもの。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
検討中		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>総合防災情報システムの防災関係機関との情報共有が可能となるとともに、地上系通信回線不通時の通信を確保することができるため、今後も順次、防災関係機関の衛星通信設備のIP化を図る。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(x vii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」での審議に資するよう、岩手県、宮城県、福島県の津波被害を生じた計9市において、住民や市役所、消防団、学校、社会福祉施設、民間企業等に対する面接調査を実施したところ。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>東日本大震災では、想定をはるかに超える地震・津波により甚大な被害が発生したが、今後の減災に向けて、津波来襲時における被災者や各関係者の対応状況について、より詳細な調査・分析が不可欠である。</p> <p>そのため、被災地の行政担当者や地域住民等から、発災時やその後の対応状況、体験談等についての聴き取り調査等を実施する。また、それらを証言集等としてまとめるとともに、検索可能な電子アーカイブとして保存する。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>－(平成23年度第3次補正予算において措置)</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>被災地の住民等に対する避難状況等に関する実態調査を行い、地震・津波情報の入手・伝達状況、発生時の避難行動・対応状況等を明らかにし、今後の地震・津波対策に反映するとともに、東日本大震災の経験を教訓として後世に伝えることにより、地震や津波による被害の軽減に資する。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(xviii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
－(平成 23 年度第 3 次補正予算において措置予定)		
当面(今年度中)の取組み		
被災者の生活再建に当たり、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みに加えて、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたる生活再建をきめ細かく支援するための方策について検討する。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
－(平成 23 年度第 3 次補正予算において措置)		
期待される効果・達成すべき目標		
本事業は、今後いつ発生するか分からない災害に備え、被災者の総合的な生活再建方策を検討するものであり、これにより、被災者・被災世帯の生活全般にわたるきめ細やかな支援が可能となる。		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(x ix)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>－(平成 23 年度第 3 次補正予算において措置)</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>東日本大震災を受けて、被災地県市町村の地域住民等に向けた被災状況等の調査を行い、その中で、避難所・避難生活に関する実態把握を進める。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>今後起こりうる災害に備えて、避難所における良好な生活環境を確保する観点から、東日本大震災における避難所の運営状況や、全国の避難所計画の実態調査を通じて、良好な生活環境を確保する取組や支援の在り方を検討し、都道府県市町村向けの取組指針を作成・周知する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>今後起こりうる災害に対して、避難体制の事前の構築を支援し、発災時の被害を最小限に留める効果が期待される。避難所の生活環境を確保するための考え方をとりまとめ、地域の防災計画や、避難所計画の策定、都道府県市町村の避難所運営マニュアルの作成推進に向けた支援活動を行う。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	((独)国立公文書館)
項	⑥震災に関する学術調査、災害の記録と伝承	作成年月
目	(ii)	平成 23 年 10 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・今般の東日本大震災により、津波被害を受けた数多くの公文書等が、海水を浴びたまま放置されており、貴重な歴史資料や行政資料が失われるおそれがあるとして、速やかな修復・保全が求められているところ。 ・歴史公文書等の適切な保存及び利用を図る観点から、必要な被災公文書等の早急な修復・保全を行うため、国立公文書館において実情調査等を行い、被災市町村における修復を支援する事業(修復に当たる人材育成のための研修事業)について第 3 次補正予算を要求する一方、早急な対応が必要と認められた岩手県宮古市においては、既定経費で修復支援のパイロット事業を実施(H23.9.12-9.30) 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・国立公文書館において、歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用を図るための専門的技術的助言の一環として、被災市町村における被災公文書等の修復を支援する事業(修復に当たる人材育成のための研修事業)について、第 3 次補正予算で実施する予定 ・実施内容:国立公文書館が被災市町村における修復作業を行う人材を修復研修生として現地雇用し、当該者への修復作業の実地研修を通して、歴史資料として重要な公文書等の適切な保存を図るための環境を整備 		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度地域のニーズの必要性を勘案しつつ引き続き被災市町村における被災公文書等の修復・保全を支援する事業を実施予定 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・貴重な歴史資料等が永遠に失われることがないよう、今般の東日本大震災により津波被害を受けた市町村における被災公文書等が適切に修復、保全され、長期的に国民の貴重な知的資源として利活用される環境の整備ができる。 		